

市民文化祭 市民音楽祭

保険料が改定されます

国保会計の健全運営を

医療費 毎年20%前後の増

みなさんが万が一ケガや病気をしたとき、経済的な負担を軽くするため、加入者のみなさんがお互いに保険料という形で出したお金の一部で、国民健康保険(国保)は運営されています。市国保会計は、この数年、毎年二〇パーセント前後の割合で医療費の支払いが増加しています。昨年度は昭和五十二年に比べ二・六・三パーセントも増加し、また本年度は七億五千万円、前年度より一四・三パーセント増の支払いを予測しており、現行の保険料では相当額の赤字が見込まれます。

◆国保料のしくみ

国保料の決め方は、簡単にいうと、その年の医療費がどれくらいかかるかを予測して、その額からお医者さんの窓口で支払う三割の自己負担分と国の負担分四割および府や市の補助金を差し引いた残りがみなさんで納めていただく国保料の総額となります。

◆新しい保険料は

この総額を、それぞれの世帯に所得や被保険者数などに応じて「あん分」します。このあん分する割合のことを「保険料率」と呼んでいます。したがって、医療費が増加すると国や府・市の負担額も増え、同時に、みなさんが納められる国保料も自然に増えるということになります。

◆納付の方法は

この一年間の保険料を十期(六月、翌年三月)に分けて納めていただく訳です。六月分から九月分までは、前年度の保険料を基準に仮決定し通知されています。今年度の保険料から仮決定分を差引いた残りを、十月から三月までの六期に分けて納めていただくこととなります。

◆10月から

市では、十月一日から、人間ドックによる総合健康診断の補助金制度を新設しました。これは、人間ドックの総合健康診断を受けてもらい、自分の健康管理に役立ててもらおうと同時に、その費用の一部を市が補助するというものです。

◆再生資金を貸付け

国民年金の特例納付をされたいと無年金者になる方が、低所得のため納付困難な世帯に、一時的に再生資金の貸付けを行っています。貸付け要項は次のとおりです。どうぞご利用ください。

◆支給範囲を拡大

市では、母子家庭児童および重度心身障害者に対し福祉医療費の助成を行っていますが、十月一日から支給範囲が一部拡大されます。今回拡大されるのは母子家庭児童で、従来は対象者が小学生であったのが、今月から中学生までとその支給範囲が広がります。また、いままでも府の半額補助で運営していたのを、今月から市独自の資金で運営することになりました。

あなたとつくる文化の祭典

市民文化祭の要項は

◆とき 11月2日〜4日 午前10時〜午後5時

◆ところ 中央公民館

◆出品者資格 市内在住の方、または市内に勤務しておられる方で個人に限る。ただし、高校生以上。

◆出品点数 1人につき2点以内。

◆出品物 絵画、写真、書、手芸(刺しゅう・紙人形など)、陶器、彫木その他。これらはいずれも自作で未発表の作品に限ります。ただし、次のものは出品対象から除く。生花、植木、盆栽などの鉢もの、家具、考古学的資料、販売目的として作った市販の商品。

市民音楽祭の要項は

◆とき 11月4日(日)

◆演奏の部・合唱の部 午後1時〜5時

◆ところ 市民会館ホール

◆参加対象 市内在住の方または市内に勤務しておられる方で、アマチュアグループとして、また職域グループとして音楽活動をされている方。

◆音楽対象 演奏の部(古典・軽音楽を主体としたピアノ・バイオリンなどの独奏またはアンサンブル。バンド・クラシックギターなどは結構ですが、フォーク・ロックなどはご遠慮ください)と合唱の部。

◆申込み期間 10月2日〜16日(土曜日午後・祝日・月曜日は除く。)

◆申込み・お問い合わせ 市民会館 電話九三二一三二六六

◆その他 (1)ピアノは市民会館のものを使用すること。楽器の持込みは可能。(2)ホールの音響・照明・舞台の効果は一切主催者が決定。(3)練習の場として、出演グループに期間を限定し、舞台ホールを提供。練習日程は、申込み期間終了後にグループのリーダーまたは責任者に通知。(4)演奏・発表曲数は二曲以内。

◆申込み・お問い合わせ 市民会館 電話九三二一三二六六

◆文化財コーナー 木器などの展示

◆陶芸コーナー ろくろ回しの実演(絵付けを希望される方は実費負担)

◆文化財コーナー 木器などの展示

◆陶芸コーナー ろくろ回しの実演(絵付けを希望される方は実費負担)

◆申込み期間 10月2日〜23日(土曜日午後、祝日、月曜日は除く)

◆申込み・お問い合わせ 中央公民館 電話九三二一三二六六

「行政相談所」を開設します

行政相談週間 10月14日〜20日

行政相談週間にちなんで、次の日程で「行政相談所」を開きます。国や府・市をはじめ国鉄・公社・公団・公庫などの仕事について「てきばきやってもらえない」「納得がいけない」「どうしたらいいのかわからない」「このようにしてほしい」など、苦情やご意見・ご要望をお持ちの方は、お気軽にご相談ください。ご相談には、市の行政相談委員をはじめ行政監察局の職員が応じます。なお、相談は無料で、秘密は守ります。

◆行政相談所のご案内◆
 ▷とき 10月14日(金) 午前10時〜午後3時
 ▷ところ 市民相談室(市役所1階) 市民会館

▷行政相談委員
 小嶋福治氏 上植野町下川原52 電話921-0024
 小林良雄氏 上植野町浄徳8 電話921-0304

市民体育祭にご参加を

10月14日(日)



向日町競輪場